



# 2月のお知らせ掲示板

市からのお知らせや、新たな取り組みなどについて掲載します。

## 02

### 「びんごライフフォト コンテスト」受賞作品発表

市が参加する備後圏域連携協議会(※1)で、「びんごの秋」をテーマに、観光地の写真を募集する「びんごライフフォトコンテスト」を実施しました。備後の魅力発信サイト「びんごライフ」の公式SNSで募集した作品の中から表彰受賞作品が発表され、「三景園」が選定されました。

#### ※1 備後圏域連携協議会とは？

広島県・岡山県の備後地域にある8市町で組織する連携協議会で、圏域全体の活性化につながる取り組みを実施しています。

#### 【構成市町】

(広島県)三原市、尾道市、福山市、府中市、世羅町、神石高原町  
(岡山県)笠岡市、井原市



←受賞作品  
三景園/  
酒井勝司

☎ 経営企画課(TEL 0848-67-6270)



←市HP

## 01

### 市議会定例会が 開催されます

次の日程で、2月定例会を開催する予定です。市議会の傍聴は当日に議事堂で受け付けるほか、YouTubeやケーブルテレビ(MCAT)でも中継します。また、本会議には手話通訳者を配置できます(要申込)。詳しくは市議会HPで確認してください。

☞ 議事堂(市役所本庁7階)

☞ 本会議=45人・各委員会=5人程度



↑市議会HP

とき		内容	
2月	26日(月)	10時～	本会議：開会
	27日(火)		総務財務委員会
	28日(水)		厚生文教委員会
	29日(木)		経済建設委員会
3月	1日(金)	13時15分～	補正予算特別委員会
	6日(水)		本会議：総括質問
	7日(木)	10時～	予算特別委員会
	8日(金)		
	11日(月)～ 15日(金)		
	19日(火)	14時～	本会議：閉会

☎ 議会事務局(TEL 0848-67-6137)

## 03

### 住民税非課税世帯が対象 物価高騰対策として生活支援給付金(追加分)を支給します

市は、国の重点支援地方交付金を活用し、住民税非課税世帯に対して**1世帯7万円**の給付金を支給します。

対象世帯	支給要件	手続方法	提出期限
住民税非課税世帯	令和5年12月1日時点で世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯(非課税世帯7万円の給付をすでに受給した世帯を除く)	対象と見込まれる世帯には、1月に市から確認書または申請書を送付しています。内容を確認し、同封の返信用封筒で必要書類を返送してください。	3月29日(金)(必着)まで

※世帯の全員が住民税均等割の課税がある人に扶養されている場合は対象外です。

※配偶者などからの暴力(DV)を理由に、住民票を移さず市に居住している人も対象となる場合があります。詳しくは社会福祉課(TEL 0848-67-6058)へ問い合わせてください。

☎ 給付金コールセンター  
(TEL 0848-67-6250※土・日曜日、  
祝日を除く9時～17時。)



↑市HP

# 2月16日(金)～3月15日(金) 市県民税・所得税の申告相談は**予約**が必要です!

混雑緩和と待ち時間短縮のため、**市県民税の申告に予約制を導入しました**。これまでは居住地区ごとに日時を指定していましたが、令和6年の申告相談期間中(土・日曜日、祝日、会場閉鎖日を除く)は全ての会場で予約可能です。

各種証明書などの発行や国民健康保険税などの軽減措置が受けられなくなることがあるので、必ず申告を行いましょ。

☎ 市民税課  
(☎) 0848-67-6031  
(☎) 0848-67-6132

## 事前予約の方法

予約方法	予約受付期限
専用申込フォーム➡ 	予約希望日の前日17時
電話(☎) 0848-67-6031)または 市民税課窓口(本庁舎2階)	予約希望日の前開庁日(閉庁時を除く)

**予約を  
お忘れなく!**

※1日あたりの申告相談受付者数に上限があります。  
※予約枠に空きがある場合のみ当日来場の申告相談を受け付けます。

## 市県民税の申告

令和6年度の市県民税は、令和5年中の所得金額や控除額に基づき、令和6年6月から課税されます。

● 所得税の  
確定申告をした場合  
➡ 市県民税の申告は不要

● 青色申告、住宅借入金等特別控除(初年度)、土地・建物・株式などの譲渡所得を申告する人  
➡ 税務署での申告が必要

※詳しくは7ページの申告チェックシートで確認してください。

## ● 申告会場

三原会場	市役所本庁2階
本郷会場	本郷支所別館
久井会場	久井保健福祉センター
大和会場	大和支所2階

※申告者が減少しているため、久井・大和会場は2月27日(火)、3月1日(金)・11日(月)は閉鎖します。

## 所得税の確定申告

### ● 所得税の確定申告会場を開設

☎ 3月15日(金)まで(土・日曜日、祝日を除く) ※受付時間は8時30分～16時。  
所 ☎ 三原税務署(☎) 0848-62-3131)

申告  
会場

### 「三原税務署」からのお知らせ

ご自身のスマートフォンを利用した申告をおすすめしています。  
来場して申告する場合はマイナンバーカードとパスワードを持参してください。

### 確定申告は来場不要、便利なスマートフォンから!

自宅申告

確定申告には、**ご自宅からスマホ**で利用できるe-Taxが便利です

スマホ専用画面

スマホで見やすい専用画面  
を利用できます



▲国税庁 HP

---

### 来場して申告する場合

会場への入場は「入場整理券」が必要です

※配付状況によっては、後日の来場をお願いする場合があります。

入場整理券の取得方法

- ① **会場**で当日分を受け取る
- ② **LINE**で事前発行を受ける

※ 国税庁LINE公式アカウントを友だち追加してください。  
※ 2月16日分から運用を開始します。



▲国税庁 LINE

## 市県民税申告・所得税の確定申告に必要な物

マイナンバー(個人番号)・本人確認書類(※1)、源泉徴収票、収支内訳書・帳簿(事業・不動産所得者)、個人年金・一時金・配当などの支払通知、社会保険料・国民年金などの支払証明書、生命保険料や地震保険料などの控除証明書、寄付金の証明書、医療費の明細書、利用者識別番号が分かる物(持っている人)など

※1 本人確認書類の種類

マイナンバー(個人番号)確認書類	本人確認書類
マイナンバーカード 通知カード 個人番号記載の住民票の写し	運転免許証 パスポート 健康保険証など

# 申告チェックシート

申告が必要か確認できるチェックシートです。いずれかの申告に該当した人は申告をお願いします。

※一般的なケースで、簡易に判断する場合のチェックシートです。

※納め過ぎた所得税の還付を受ける場合は、結果に関わらず確定申告が必要です。

**スタート** 令和6年1月1日時点で三原市に住んでいましたか？

いいえ → 三原市への申告は必要ありません。令和6年1月1日に住んでいた市区町村で申告してください。

はい

## 令和5年(2023年)中にどんな収入がありましたか？

### 主な収入が年金である ※年齢は令和6年1月1日時点。

- 年金収入のみで151万5千円(65歳未満は101万5千円)以下である → 申告不要
- 年金収入のみで151万5千円(65歳未満は101万5千円)超、400万円以下で、医療費控除や生命保険料控除、扶養控除など追加する控除がない → 申告不要
- 年金収入のみで151万5千円(65歳未満は101万5千円)超、400万円以下で、医療費控除や生命保険料控除、扶養控除など追加する控除がある → 市県民税の申告
- 年金収入が400万円以下で、他の所得が20万円以下である → 市県民税の申告
- 年金収入が400万円以下で、他の所得が20万円を超える → 所得税の確定申告
- 年金収入が400万円を超える → 所得税の確定申告

### 主な収入が給与である

- 会社で年末調整が済んでいる(1カ所からの給与のみ) → 申告不要
- 給与収入以外の所得が20万円以下である → 市県民税の申告
- 会社で年末調整をしていない、または年末調整の内容に変更がある  
●給与収入以外の所得が20万円を超える ●2カ所以上から給与の支払いを受けた  
●医療費控除、寄付金控除、雑損控除を受ける ●給与収入が2千万円を超える → 所得税の確定申告

### 事業(農業・営業)・不動産・雑・総合譲渡の所得がある

- 所得金額より控除が多い場合(所得税が課税されない) → 市県民税の申告
- 所得金額より控除が少ない場合(所得税が課税される) → 所得税の確定申告

### 収入なし、または非課税収入のみ(遺族年金、障害年金、失業給付金など)

申告不要※1

### 青色申告を行う、土地・建物・株式などの譲渡所得、先物取引に関する所得、山林所得、住宅借入金等特別控除(初年度)がある

所得税の確定申告 ※2

※1 市から市県民税申告の案内が届いた人、所得証明書を必要とする人は申告が必要です。

※2 税務署でのみ受け付けます。

#### 市県民税の申告

市内4会場へ**事前予約の上、ご来場ください。**

#### 所得税の確定申告

自宅のパソコンやスマートフォンなどでe-Tax  
または三原税務署へ。

### ●ふるさと納税ワンストップ特例制度を申請した人はご注意ください!

確定申告書や市県民税申告書を提出する場合は、ワンストップ特例制度は適用されません。申告書にふるさと納税をした自治体の寄付金を全て記載し寄付金控除の申告をする必要があります。